

## 令和4年度県民環境講座講師派遣事業実施要領

### 1 目的

県内の県民、事業者、NPO等の各種団体が行う環境保全に関する啓発事業、環境教育を目的とした講演会及び環境にやさしい生活を目指すための学習会等に対し、講師を派遣し、団体の自主的な環境保全活動の活発化を図り、循環型社会の構築に寄与する。

### 2 事業内容

公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議（以下、「県民会議」という。）は、県内の民間団体等が主催する講演会等で以下の要件を満たす場合、その講師を派遣し、講師謝金及び旅費について、予算の範囲内で負担する。

#### 要件

#### (1) 講演等のテーマ・内容

講演会：地球環境問題、省エネ家電、廃棄物・リサイクル、水環境、自然環境等  
体験学習会：エコクッキング、エコドライブ、自然体験、その他

#### (2) 講師の選定

県内の講師を基本とする。

尚、同一講師の派遣回数は原則年10回を上限とする。

#### (3) 参加費

講演会は、無料で行うものとする。

### 3 申込及び派遣の決定

(1) 講師の派遣を希望する団体(以下、「団体」という。)は、県民環境講座講師派遣申込書(様式1)により、県民会議会長に申し込む。

(2) 会長は、申込書の内容等を審査し、県民環境講座事業として適当であると認めるときは、講師の派遣を決定し、団体に通知するものとする。

### 4 結果報告

団体は、事業終了後、県民環境講座事業実施報告書(様式3)を県民会議会長に提出しなければならない。

### 5 その他

#### (1) 講師の接遇等

は、主催団体で行っていただきます。

(2) 1団体への講師派遣回数は、当該年度において、原則として、1団体1回とします。

(3) 講演会の参集人数は、原則として、概ね30人以上とします。

※ただし感染症対策のため、参加人数を制限する場合には、30人未満での講演会も対象とします。

(4) 講師の謝金及び旅費は、県民会議の規定により決定させていただきます。

(5) 同一講師の派遣回数の上限を定めている為、派遣講師のご希望に添えない場合があります。

(6) 多数の団体にご利用頂くため、2年連続で利用された団体は、その後1年間この事業を利用することは出来ません。

(7) 県民会議では、講師の紹介も行っています。お問い合わせください。